

## ※調達係記載

機密性2情報

※ 管理番号

a42

依頼日	令和7年7月2日
局 部 課 名	民事局
責 任 者 氏 名	中村美穂
担 当 者 氏 名 (内線)	田中将平

## 調達依頼書

調達案件名 (英訳)	父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務	調達種別	役務	数量	一式	物品	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
○ 少額の詳細					<input type="checkbox"/> 年間契約済 <input type="checkbox"/> 単価契約	情報保護等 誓約書要否	
調達理由	令和6年5月17日に成立した「民法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第33号)に係る衆議院及び参議院の法務委員会の附帯決議を受けて、父母の離婚、別居等を経験する子について、その意見等をその後の養育の在り方に適切に反映するための、①専門家による聞き取り等、②子の手続き代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった各方策について、国内外における法制や、これまでの取組例等について調査をした上で、それを前提に、法学、心理学、社会学等の各知見を用いて方策の在り方について検討を行うことを目的とした調査研究を行う必要があるため。					履行(使用) 期限(期間)	令和8年3月24日
概算見積総額(円) (税込)	11,594,704円						
予算財源	<input type="checkbox"/> 当初予算 <input type="checkbox"/> 補正予算(第 次) <input checked="" type="checkbox"/> 繰越 (令和6年度補正第1号) <input type="checkbox"/> 予備費						
年度区分及び 歳出予算科目	令和 7 年度 (組織) 法務本省 (項) 基本法制整備費 (事項) 基本法制の整備に必要な経費 (目) 庁費 (目細) 雜役務費						

以下の欄は、該当する場合に記入すること。

国庫債務年割額区分	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 4年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> その他 ( )
国庫債務事項名	(組織) (事項)

## ※調達係記載

※調達方式	一般・総合	※契約書類	契約書
※備考			

1 調達理由は、必要性を明確にし、調達内容が分かりにくい場合はその概要も記載する。

2 予算財源は、該当する予算にチェックを付し、補正予算の場合には、( )に該当する次数を記入する。

繰越の場合には、該当する財源(当初又は補正)を記載する。前々年度繰越金の場合にはその旨明示する。

3 添付資料として、仕様書等を別シートに添付する。



父母の離婚、別居等を経験する子の養育について  
子の意見等を適切に反映させる方策に関する  
調査研究業務に係る仕様書

令和7年7月  
法務省

## 第1 件名

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務（以下「本調査研究」という。）

## 第2 調達の背景及び目的

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「改正法」という。）が成立した（同月24日公布）。改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保する観点から、父母の離婚後等の子の養育に関する規定を大きく見直すものである。したがって、改正法の大部分の施行日（公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）までに、子の利益の確保の観点から円滑な施行に向けた準備を行う必要がある。

ところで、改正法の審議の過程では、衆議院及び参議院の各法務委員会で、それぞれ以下の附帯決議がされている。

### （衆議院法務委員会）

三 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

### （参議院法務委員会）

五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

各附帯決議でも指摘されているとおり、父母の離婚、別居等を経験する子の養育の在り方については、子の意見、意向、気持ち等が適切に反映されることが、子の利益に適うといえる。しかし、子に対して、父母のいずれかを選択することを迫るようなことをしては、子の利益に反することは明白である。したがって、子の利益を確保するため、子の意見等を適切に把握し、それを反映させるための適切な方策を検討することは、改正法の施行に向けた重要な課題で

ある。

本調査研究は、上記の観点及び上記各附帯決議を前提に、父母の離婚、別居等を経験する子について、その意見等をその後の養育の在り方に適切に反映するための、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった各方策について、国内外における法制や、これまでの取組例等について調査をした上で、それを前提に、法学、心理学、社会学等の各知見を用いて方策の在り方について検討を行うことを目的とするものである。

### 第3 業務の内容

法学、社会学、心理学等の研究者、法律実務家等による合議体（以下「合議体」という。）によって以下の調査研究を行い、その結果を報告する。

#### 1 国内外における現状把握

①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握、②その意見等の養育の在り方への反映について、国内外の実情を調査する。

##### (1) 文献等の先行研究調査

上記調査対象に関し、海外の実情については、主に研究者による先行研究の積み重ねがあり、我が国の実情については、家庭裁判所調査官、弁護士による取組を紹介する文献が一定数存在している。そこで、国内外における現状把握として、まず文献調査を中心とする先行研究調査を行う。なお、海外の実情調査に当たっては、オーストラリア（子どもの代理人制度の観点）及びドイツ（子どもの手続補佐人及び裁判官による子への審問の観点）は必ず調査対象に含めるものとする。

また、父母の離婚を経験する子への支援の在り方については、国内外において、心理学領域を中心に先行研究が存在しているものと思われる。そこで、これらの学術的な領域についても、先行研究調査を行う。ただし、海外の先行研究については代表的なもののみを対象とし、国内における先行研究を中心調査すれば足りる。

この先行研究調査は、法学、社会学、心理学等の研究者において行うものとするが、当該研究者は合議体の構成員でなくてもよい。

##### (2) 補充調査

先行研究調査は、文献調査によって行うが、文献調査で不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について追加調査を行う。調査手法は、インターネットによる調査、文献執筆者の照会等を中心とし、現地調査は要しない。

### (3) とりまとめ

上記(1)及び(2)の結果について、本調査研究以外の場面でも子の意見等の把握等の在り方について検討する際の基礎資料として用いることができるようになります。

## 2 子に対する支援等についてのヒアリング調査

上記1の先行研究調査の結果を踏まえ、更なる現状及び課題の把握のために、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務について、以下のヒアリング調査を行う。ヒアリング対象の数等、各ヒアリング調査にかける時間については、本調査研究の目的を考慮した上で、必要性・相当性の観点から、合議体において適切に決めることができる。

### (1) 弁護士、家庭裁判所調査官

インタビューにおいては、各対象者本人の経験を中心に、グッドプラクティスだけではなく、うまくいかなかった事例、実務上の悩み、改善点、今後の課題等についても聴取する。

また、弁護士や家庭裁判所調査官について、現状、子の意見等を適切に把握するために、どのような研修が行われているか、今後、どのような研修が行われることが望ましいかという点も調査・分析を行う。

さらに、現状の子の手続代理人制度の活用について隘路となっている点がどこにあるかという点についても調査・分析を行うものとする。

なお、家庭裁判所調査官に関する調査を行う場合には、当省において適宜調整を行うものとする。

### (2) 民間支援団体

父母の離婚等を経験する子に対しては、民間支援団体による支援が行われている（法制審議会家族法制部会第2回会議、参考人ヒアリング参照）。また、父母の離婚等を経験する子に対しては、意見等を表明する前提として、自身の状況やその後の生活についての情報提供の取組も行われている（当省ウェブサイト「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩（なや）んでいるあなたへ～」等）。

そこで、これら支援や情報提供の取組について実態調査を行うとともに、可能であれば、そのような取組をおこなっている団体から、子の意見等の把握に関する取組の詳細、実務上の悩み、改善点、今後の課題等についても聴取する。

仮に我が国において民間支援団体による子の支援や情報提供が十分に広がっていない状況にあることが判明した場合には、その原因、隘路等についても調査・分析を行う。

### (3) 地方自治体

地方自治体に対し、ひとり親支援をしている部署を中心に、父母の離婚を経験する子に対する支援の在り方の実情を調査する。

仮に子に対する支援が十分でないことが判明した場合には、どの点に隘路があるのかについて調査・分析を行うとともに、自治体において提供することが考えられる子に対する支援策や、それを実現するための国の補助事業の活用等の方策について検討を行う。

### (4) 児童相談所、学校等

父母の離婚等を経験する子については、児童相談所が関与することになることもあると考えられる。また、当省が委託して実施した先行研究結果「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和3年1月）によれば、父母の離婚等を経験する子らにとって、学校の教師は主要な相談先となっているものとみられる。

そこで、これらの現場における子の意思等の把握の実情等について可能な範囲で調査を行うとともに、そこで把握された子の意思等について、他機関との連携の在り方について調査・分析を行う。

## 3 父母の離婚を経験した子の調査

未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行う。

少数の者を対象にインタビュー形式の調査を行うか、一定数の者を対象としたアンケート調査を行うかや、いずれか又は双方の調査を行う場合の対象者の数等については、本調査研究の目的を考慮した上で、必要性・相当性の観点から、合議体において適切に決めることができる。

なお、当該調査の実施に当たっては、当省が委託して実施した先行研究結果「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和3年1月）及び「未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書」（令和5年1月）の内容を精査した上で行うものとする。

## 4 父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討

上記の各調査結果を踏まえ、合議体において、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった点を中心に、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討する。

また、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようするための、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討する。

その検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめる。

なお、情報提供については、どのような媒体・形式での情報提供が適切であるかという点も合議体の判断に委ねるが、対象となる子の年齢に応じて、少なくとも2つ以上のモデルを作成する。

#### 5 子に対する情報提供の試行

上記4において作成した、子に対する情報提供のモデルについて、試行を行い、その結果に基づき、必要な改良を行う。この試行については、民間支援団体等の協力を得た上で、実際に父母の離婚等に直面している子らに対して試行を行うことが考えられるが、本調査業務の目的に照らし、合議体の判断によつては、現にそのような状況にない子らに対して試行をすることもできる。

#### 6 報告書の作成

上記1から5までの調査結果を報告書に取りまとめる。

### 第4 業務実施方法等

#### 1 調査研究の実施方法

受注者は、調査研究の実施に当たっては、適切な研究担当者を4名以上選定した上で、同研究者らによる合議体の判断に基づき調査研究を行うこと。

#### 2 研究担当者

家族法及び家事事件手続について知見を有する法学者を研究代表者として実施すること。

また、研究代表者に加えて、心理学に関する相当な知見・能力を有する研究者（助教以上又はこれに準ずる者）1名以上及び弁護士1名以上を協力研究者とし、これらの者に当該業務を行わせること。

なお、選定の参考とするため、研究代表者及び協力研究者として望ましいと考えられる者及びその理由を提案すること。

#### 3 当省との連携

(1) 受注者は、本業務について、当省と隨時打合せを行い、業務の総合的な進捗状況について報告すること。そのため隨時打合せが可能な担当者を配置すること。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに当省と打合せを行い、業務の方向性について協議を行うものとする。

- (3) 受注者は、専用メールアドレスの設置等の環境を整えること。
- (4) 担当者は、当省が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。
- (5) 担当者は、緊急の対応を要する場合を想定し、当省と迅速に連絡を取れる体制を構築するものとする。

#### 第5 応札条件

本業務に係る入札に参加しようとする者は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る提案書作成要領」に従って記載された提案書を提出すること。

#### 第6 成果物

- 1 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務報告書（一式）（上記第3参照）  
Microsoftword ファイル及び PDF ファイルを記憶媒体（CD-R 又は DVD-R）に保存し納入すること。
- 2 その他  
成果物一式の著作権は当省に帰属するものとする。  
なお、成果物については、当省ホームページ等において公表することを前提とする。

#### 第7 成果物納入期限

令和8年3月24日（火）まで

#### 第8 成果物納入場所

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館  
法務省民事局民事法制管理官室（担当：上田）

#### 第9 実施スケジュール等

本件業務に係る入札に参加しようとする者は、入札時に、本調査研究の実施に当たっての作業スケジュール、作業人員体制及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等を提出するとともに、承認を得ること。

また、調査手法、日程等に無理がなく、調査研究を効率的に実施するため、報告書の校正期間を含め、具体的な計画を提案すること。

## 第10 法令の遵守

受注者は、本件調査研究の実施に当たって、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律等の関係法規を遵守すること。

## 第11 機密保持

- 1 受注者は、本業務を実施するに当たり、当省から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を厳重に保管し、正当な理由なく第三者に開示しないこと。
- 2 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、本業務以外の目的では利用しないこと。
- 3 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、第三者に開示、貸与、複製の依頼その他秘密を漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと。
- 4 上記1から3までについては、本契約が終了した後においても同様とする。
- 5 受注者は、上記以外の機密保持に関する事項について必要がある場合には、当省と協議の上、取り決めること。

## 第12 業務の再委託

- 1 受注者は、本業務の全部を再委託してはならない。

また、受注者は、本業務の一部を正当な理由なく再委託してはならない。

なお、本業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他当省が求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、当省の承認を得なければならない。

おって、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とする。

- 2 受注者は、再委託先が行った作業について全責任を負うこと。

また、受注者は、再委託先に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。

- 3 受注者は、再委託先に対して、定期的に、又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。

また、当省が承認した再委託の内容について変更しようとする場合には、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、当省の承認を得ること。

### 第13 知的財産権の帰属等

1 本業務に係る作業により作成する成果物については、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を当省に譲渡し、当省は独占的に使用するものとする。また、受注者は、当省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。

ただし、受注者が本業務に係る契約締結日以前から有している著作権が当該成果物に含まれる場合、この著作権の権利は、受注者に留保されるものとする。この場合においては、本業務の目的の範囲に限り、当省は当該成果物に含まれる著作物を自由に複製又は改変等することができるものとする。

なお、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、当省と別途協議するものとする。

2 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、当省が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合には、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当省の了承を得るものとする。

3 受注者は、本調達に係る作業により作成する成果物に関するアイデア、ノウハウ、仕様等を利用し、有形又は無形の物品等を作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行うことができるものとする。

4 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担及び責任において一切を処理するものとする。

なお、当省は、紛争等の事実を知ったときには、速やかに受注者に通知するものとする。

### 第14 契約不適合責任

受注者は、本業務の納入成果物について検収を行った日を起算点として1年間、納入成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間において、納入成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることが判明した場合（納入成果物に誤った内容を記載する等により、作業のやり直

し等の対応が必要となる場合を含む。)には、受注者の負担及び責任において、当省が相当と認める期日までに追完すること。

ただし、納入成果物の不適合が受注者の故意又は重大な過失によるものである場合は、納入成果物について、検収を行った日を起算点として2年間、納入成果物の不適合を理由とした責任を負うものとする。

#### 第15 ワークライフバランス等推進企業に対する事項

受注者が、当省の実施する本調達に係る提案書の審査に関し、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づきワークライフバランス等を推進する企業等として、ワークライフバランス等の推進に係る評価項目で加点を得る場合には、契約期間中、女性活躍推進法、次世代育成対策推進法又は若者雇用促進法に基づく認定を保持し続けること。

なお、契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることになるため、留意すること。

#### 第16 その他

- 1 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載されていない事項がある場合には、その都度当省の指示を受けるものとする。
- 2 受注者は不測の事態により、本仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合には、直ちにその旨を当省に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- 3 契約締結後、受注者が本仕様に従わないと認められる場合には、当省は契約を解除することができる。ただし、契約を解除せず、契約金額の減額等の措置を執る場合がある。
- 4 本業務に要する一切の費用(契約締結前の諸経費を含む。)は全て受注者の負担とする。
- 5 受注者は、本業務において受注者の故意又は過失により当省が被った全ての損害について、賠償責任を負うものとする。
- 6 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の  
意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務  
提案書作成要領

令和7年7月  
法務省

## 1 提案書の提出

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき記載された提案書を提出すること。

なお、提案書に関し、法務省から説明、追加資料の提出を求められた場合は速やかにこれに応じること。

## 2 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書の作成

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めた要件を実現できること及び実現するための能力等を有することを明らかにすること。

なお、提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

### (2) 提案書の作成要領

ア 提案書の表題は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る提案書」とすること。

イ 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。用紙は、日本産業規格A4列4番を使用すること。

### (3) 提案書の記載事項及び留意事項

ア 本業務の目的及び内容を十分理解し、実施方針を提案すること。また、本業務の目的を達成するため、業務の内容（仕様書を参照。）で示した以外に実施すべき調査等独自の提案があれば、記載すること。

イ 本研究を主として行う者及びその理由を提案すること。

ウ 仕様書で示した要件及び「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る総合評価基準書」の別紙「総合評価基準表」の各評価項目について、それらを実現できること及び実現するための能力を有することを記載すること。

エ 疎明資料として、作業を実施するに当たっての作業スケジュール、作業人員及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等の案を添付すること。

オ ワークライフバランス等を推進する企業として、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）、次世代育成対策推進法（平成15年法律第120号）又は若者雇用促進法（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けている場合には、それを証明する書類を添付するとともに、契約期間中、当該認定

を保持し続けることを明確にすること。  
力 賃金引上げの実施を表明した企業等として表明する場合には、別添の様式  
1又は2を添付すること。

(4) 提案書の無効

提案書について、本作成要領に示された条件に適合しない場合は無効とする  
ことがある。

3 提案書の提出期限、場所、方法及び部数

- (1) 期限 令和7年7月24日（木）17時まで
- (2) 場所 法務省大臣官房会計課調達第二係（担当 高野）  
住 所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03-3580-4128
- (3) 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 部数 4部（1部については表題に提案者名（事業者名）を記載し、その他  
は提案者名を記載しないものとする。）

4 本作成要領及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 期限 令和7年7月17日（木）17時まで
- (2) 場所 法務省民事局民事法制管理官室（担当 黒田）  
住 所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03-3580-4111（内線：5967）  
メール minji-sanjikan@i.moj.go.jp
- (3) 方法 質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、  
持参、郵送（書留郵便に限る。）、メールのいずれの方法でも可能とする。  
口頭又は電話による質問は受け付けない。  
なお、郵送による場合には、封筒に「父母の離婚、別居等を経験する  
子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究  
業務に係る質問書在中」と朱書きし、提出期限までに必着するように送  
付し、メールの場合には着信を確認すること。
- (4) 回答 令和7年7月22日（火）までに電子メールにより回答する。  
なお、各質問者から寄せられた質問（質問者名は伏せるものとする。）  
に対する法務省の回答は、同日までに入札説明書を受領した全者に送信  
する予定である。

5 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出のあった提案書及び関連資料は返却しない。
- (3) 提案書の提出後においては、当省が認めた場合を除き、原則として提案書に  
記載された内容の変更は認めない。

(別添1)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

（住所を記載）

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表  
給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印  
氏名 〇〇 〇〇 印

(別添1)

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

(別添2)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度(令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度)  
(又は〇年)において、給与総額を対前年度(又は対前年) 増加率1.5%以上  
とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法  
によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

(別添2)

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。



父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の  
意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務  
総合評価基準書

令和7年7月  
法務省

本書は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に係る総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

### 1. 総合評価方式（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。）の合計で得た数値の最も高い者を落札者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

$$\begin{array}{ccc} \text{技術点} & + & \text{価格点} \\ (\text{満点 } 200 \text{ 点}) & & (\text{満点 } 100 \text{ 点}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ (\text{満点 } 300 \text{ 点}) \end{array}$$

### 2 技術点の評価方法

技術点は、「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式によって決定する。

計算の結果、小数点以下の端数が出た場合には、小数点以下第1位を四捨五入して得た値を技術点とする。

$$\begin{array}{ccc} \text{基礎点} & + & \text{加点} \\ (100 \text{ 点}) & & (\text{満点 } 100 \text{ 点}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{技術点} \\ (\text{満点 } 200 \text{ 点}) \end{array}$$

#### (1) 基礎点に関する評価

以下により評価を行う。

ア 審査員3人が別紙「総合評価基準表」において、基礎点が設定されている各項目について、評価基準を満たしているか、それぞれ審査を行う。

イ 審査員3人全員が、全ての項目につき審査基準を満たしていると判断した場合のみ「合格」とし、「基礎点（100点）」を付与する。合格とならなかった場合は、仕様を満たす業務を遂行する能力がないものと判断し、入札に参加することを認めない。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、文章による意思表現だけにとどまる場合には、

「不合格」とすることがある。

(2) 加点に関する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 別紙「総合評価基準表」において、加点が設定されている各項目について評価する。

イ 別紙「総合評価基準表」における各評価項目（項目番号20（ワーク・ライフ・バランスの推進）及び項目番号21（賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項）を除く。）について、評価基準の内容に基づき、3人の審査員で審査する。審査員は、次の3段階で評価する。なお、提案者が1者の場合は、最優秀と評価しない。

○最優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った者のうち、最も優れた提案を行った場合

○優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った場合

○標準：当該審査基準について、仕様に準拠した内容の提案を行った場合

ウ 原則として、6点満点とし、最優秀=6点、優秀=3点、標準=0点の配点とする。

エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。例えば、配点10の項目の場合には以下のようになる。

最優秀 →  $10 \times 6 / 6 = 10$ 点

優秀 →  $10 \times 3 / 6 = 5$ 点

標準 →  $10 \times 0 / 6 = 0$ 点

オ 評価項目のうち、項目番号20及び21については、別紙「総合評価基準表」における評価基準の内容に基づき加点する。

(3) 技術点の決定

上記(1)及び(2)により、3人の審査員が付けた技術点（200点満点）の平均値（小数点以下四捨五入）により決定する。

(4) 賃金引上げの実施を表明した企業等の減点措置について

項目番号21「賃金引上げの実施を表明した企業等」については、様式1又は2の従業員への賃金引上げ計画の表明書で表明した賃金引上げが実行されているか、事業年度等終了後に「法人事業概況説明書」等により確認することとしており、確認の結果、表明した賃金引上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

## 総合評価基準表

## 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点	
			基礎点	加点
1	全般	業務の目的及び業務の内容を理解した上で記載がされており、業務の目的を達成するための調査研究の実施方法及びその理由について適切かつ効率的なものが提案されていること。	—	6
2	業務内容	①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握、②その意見等の養育の在り方への反映について、国内外の実情を調査すること。 国内外における現状把握として、まずは文献調査を中心とする先行研究調査を行うこととし、文献調査で不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について、補充調査を行うこと。 海外の実情調査に当たっては、オーストラリア(子どもの代理人制度の観点)及びドイツ(子どもの手続補佐人及び裁判官による子への審問の観点)は必ず調査対象に含めること。 また、父母の離婚を経験する子への支援の在り方については、心理学領域の先行研究についても調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
3		上記調査結果について、本調査研究以外の場面でも子の意見等の把握等の在り方について検討する際の基礎資料として用いることができるよう、わかりやすくまとめること。	○	—
4	子に対する支援等についてのヒアリング調査	先行研究調査の結果を踏まえ、更なる現状及び課題の把握のために、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務に関して、次のものに対しヒアリング調査を行うこと。 (1) 弁護士、家庭裁判所調査官 (2) 民間支援団体 (3) 地方自治体 (4) 児童相談所、学校等 以上の調査及びその分析を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
5	父母の離婚を経験した子の調査	未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
6	父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討	上記の各調査結果を踏まえ、合議体において、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった点を中心に、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討すること。 また、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようにするため、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討すること。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	10
7		上記の検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめること。	○	—
8	子に対する情報提供の試行	子に対する情報提供のモデルについて、試行を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
9		上記の試行結果に基づき、必要な改良を行うこと。	○	—
10	業務実施体制	研究担当者として望ましいと考えられる者及びその理由の提案がされていること。	—	10
11		業務の遂行に当たる作業人員が、十分な知識、スキル及び豊富な経験を有していることが具体的に示されていること。	—	6
12		本業務の目的を達成するため効果的かつ効率的な体制が組まれていること。	○	—
13		法務省と隨時打合せ可能な連絡担当者が配置されていること。	○	—
14	実施スケジュール等	調査手法、日程等に無理がなく、実現性があること。	○	—
15		業務の目的を達成するため、報告書の校正期間等を含め、計画的かつ効率的な提案がされていること。	—	4

## 総合評価基準表

別紙

## 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点	
			基礎点	加点
16	調査実施能力	過去に、離婚等の家族問題に関する社会調査を行った経験があり、その経験を踏まえた提案がされていること。	—	6
17		調査研究は、受注者並びに研究代表者及び協力研究者による合議体によって行い、受注者は合議体の事務局の役割を担うこと。離婚問題に関する社会調査や行動科学分野の研究について知見のある学識経験者、実務家等と連携を図ることができること。	—	6
18	機密保持	業務上知り得た情報を第三者に開示しないこと、漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと、本業務以外の目的では利用しないことが明確にされていること。	○	—
19	知的財産権の帰属等	本業務に係る作業により作成する成果物について、著作権法に基づく対応や権利侵害の紛争等が生じた場合の処理について理解していること。	○	—
20	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1段階目(※1) 4点</li> <li>・2段階目(※1) 6点</li> <li>・3段階目(※1) 8点</li> <li>・プラチナえるばし 10点</li> <li>・行動計画(※2) 2点</li> </ul> <p>※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。    ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定・トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん 10点</li> <li>・くるみん(令和7年4月1日以後の基準) 8点</li> <li>・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 6点</li> <li>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) 6点</li> <li>・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 4点</li> <li>・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) 6点</li> <li>・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) 6点</li> <li>・行動計画(令和7年4月1日以降の基準)(※2) 2点</li> </ul> <p>・ユースエール認定 8点    (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)</p>	—	10
21	賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)又は(2)に該当する事業者 10点</li> </ul> <p>(1)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(大企業)</p> <p>(2)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(中小企業等)</p>	—	10
	合計	基礎点 加点	100	100



## 御見積書

2025年5月7日

法務省民事局参事官室 御中

〒171-8516

東京都豊島区南  
日本加  
代表取締  
事業者登録番号

下記の通り御見積致します。

(税込合計金額)

摘要	数量	単価	金額
父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究			

【備考】

見積有効期限 2025年12月末日

--	--	--





父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務  
スケジュール案

令和7年6月24日

総合評価方式による調達		備 考
日 付	業務予定	
7月2日(水)	会計課持込み	
7月11日(金)	入札公告	
7月16日(水)	入札説明会 11:00	
7月17日(木)	質問書提出の期限 17:00まで	
7月22日(火)	質問書回答の期限	
<u>7月24日(木)</u>	提案書締切 17:00まで 【提案書審査】	→ 21日 ↓ 最低10日以上
<u>7月29日(火)</u>	会計課へ審査結果の回答報告	
8月1日(金)	入札締切	
8月4日(月)	開札・契約 14:00	
納期 令和8年3月24日		履行期限 232日



## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月11日(金)

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 村松秀樹

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付された資格を有すること。
- (4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
法務省大臣官房会計課調達第二係 高野 裕一 電話 03-3580-4128（直通）

### 4 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

### 5 入札説明会の開催日時及び場所

令和7年7月16日(水) 11時00分

オンライン形式（詳細は、入札説明書を参照のこと。）

### 6 提案書等の提出期限及び提出場所

令和7年7月24日(木) 17時00分

法務省大臣官房会計課調達第二係又は電子調達システム

### 7 入札書の受領期限及び提出場所

令和7年8月1日(金) 17時00分

法務省大臣官房会計課調達第二係又は電子調達システム

### 8 開札の日時及び場所

令和7年8月4日(月) 14時00分

法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム

### 9 入札保証金及び契約保証金の納付

免除

### 10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格がない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 11 落札者の決定方法

総合評価落札方式による。

### 12 契約書作成の要否

要

### 13 その他

詳細は、入札説明書等による。

入札説明書等の取得は、調達ポータルサイト (<https://www.p-portal.go.jp/>) によること。



## 入札説明書

法務省大臣官房会計課

入札に参加する者は、入札公告、契約書案、本書記載事項及び当省提示事項等を熟知の上、入札すること。

また、本件は、調達ポータル・政府電子調達（GEPS）（以下「電子調達システム」という。）で応札及び入札を行うので、電子調達システム利用者は、調達ポータルサイト（<https://www.p-portal.go.jp/>）内の「調達ポータル・電子調達システム利用規約」、「操作マニュアル」等に定める方法に従い、入札等を行うことし、個人事業主に加えて、入札に参加する者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする（入札に参加する者から委任等できる者は原則1名とする。）。

ただし、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

なお、本書に従い提出する書類（価格証明書、誓約書、紙入札方式による入札参加申請書、委任状、入札書など。ただし、従業員への賃金引上げ計画の表明書を除く。）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合は、押印を省略して差し支えないものとする。

1 入札事項 **父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式**

2 仕様 別添仕様書のとおり

3 入札書受領期限 **令和7年8月1日(金) 17時00分**

4 入札書提出場所 法務省大臣官房会計課調達第二係（担当：高野）又は電子調達システム

5 開札日時 **令和7年8月4日(月) 14時00分**

6 開札場所 法務省大臣官房会計課入札室又は電子調達システム

7 契約予定日 **令和7年8月4日(月)**

8 履行期限 別添仕様書のとおり

9 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において**A、B、C又はDの等級**に格付された競争参加資格を有すること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格（※）を有すること。

※ 支出負担行為担当官が定める資格

① 提出書類について、当省の審査に合格したもの。

② 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

10 入札説明会

以下のとおり

(1) 開催日時 **令和7年7月16日(水) 11時00分**

(2) 開催場所 インターネット (Microsoft Teams)  
Microsoft Teams 会議 ID: 421 890 502 251 7  
パスコード: 5VQ6Dx7m  
※ 参加方法は、後記 16(5)を参照のこと

11 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別紙のとおり書類を準備し、提出すること。

※ 電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には、別紙に掲げる提出書類の全部又は一部を電子調達システムで提出する必要がある（提出書類を電子調達システム上で提出しなかった場合、電子調達システムによる入札書の提出がシステムの仕様上、不可となる。）。

12 入札の方法等

(1) 入札の方法

- ア 入札金額は、総価で記入すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳として「落札金額内訳書」（別紙(1)アに記載する価格証明書書式と同様書式で可。）を作成の上、書面により提出すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

(ア) 入札書は、電子調達システムに定める方法により、上記 3 の入札書受領期限までに提出すること。

なお、上記 3 の入札書受領期限までに電子調達システムによる入札書の提出がなかった場合（電子調達システムに障害が発生するなどして、入札書を提出できない場合を除く。）は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札者は、一旦入札した後は、入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

イ 紙による入札の場合

(ア) 「紙入札方式による入札参加申請書」を提出した者については、必ず「入札書」を持参又は郵送等により提出すること（電子メールによる提出不可）。

なお、上記 3 の入札書受領期限までに入札書の提出がなかった場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 入札書は所定の様式を使用すること。

(ウ) 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること。

(エ) 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に商号又は法人の名称（個人の場合は氏名）及び「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式の入札書在中」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、郵送用の表封筒に「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に商号等を朱書きすること。

なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送及び到着日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

(オ) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、

当該訂正部分を二重線で訂正すること。

(3) 代理人による入札

ア 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで定める方法により委任手続を完了させておくこと。

イ 紙による入札の場合

委任状は、所定の様式に準じて作成し、入札書を提出するまでに、持参若しくは郵送等又は電子メールにより提出すること。委任状を入札書と併せて提出する場合、委任状は入札書を封じた封筒に同封せず分けて提出すること。

また、入札書には、所在地、商号又は法人の名称及び代表者氏名（個人の場合は氏名）を記載した上で、代理人であることの表示及び当該代理人氏名を署名又は記名すること（復代理人が入札を行う場合は、代理人を復代理人に読み替えること。以下同じ。）。

なお、1回目の入札を入札者が行った際に、再度入札となつた場合で代理人が入札するときは、再度入札時に委任状を添付し、入札書には代理人である旨を記載すること。

(4) 入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を中止する。

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 複数者の入札者の代理をした者により提出された入札書

ウ 鉛筆又は消せるボールペンなど容易に消除できるもので記載した入札書

エ 入札書の入札件名、入札金額、入札者名の確認ができないもの

オ 入札書の金額、数量及び単価が訂正されているもの

カ 入札書に入札者の署名又は記名のないもの

キ 入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

ク 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合

ケ その他入札に関する条件に違反したもの

13 開札方法

開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と併せて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者1名のみが出席すること。

なお、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

14 落札者の決定

(1) 提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した者であって、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、本入札説明書で指定する技術等の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがあるので、再度の入札を考慮し、電子調達システムによる入札の場合においては、開札時間には必ず対応できる体制を整えておくこと。

また、紙による入札の場合も、開札に出席の際には、あらかじめ複数枚の入札書用紙を持参すること。ただし、入札者（代理人を含む。）が欠席した、又は開札時刻に遅れた場合、再度入札の参加資格を失うものとする。

なお、再度入札となった場合、当省職員が指定した提出期限までに電子調達システムにおいて入札書の提出がないときは、再度入札を辞退したものとみなす。

(3) 総合評価点の最も高い同数値の者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定す

るので、紙入札であるか電子入札であるかを問わず、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）すること。

なお、入札者（代理人を含む。）が、電子くじ番号を記入できないときは、入札執行事務に係はない当省職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじをひくことができないときも同様に取り扱う。）。

（4）本件調達が予算決算及び会計令第84条に定める契約（予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）に該当する場合においては、同令第85条に定める基準を設けているため、入札書に記載された金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない金額であったときは、落札決定を保留した上で所要の調査を行うこととするので、当該入札を行った者は、同調査に協力すること。同調査の結果、入札書に係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた際は、最低価格の入札者を落札者としない場合がある。調査結果の通知方法については、別途伝達する。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

#### 15 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記7の契約予定日付で別添様式による契約書を取り交わすものとする。

なお、電子調達システムによる入札の場合は、原則、電子調達システムを利用して契約書の締結を行うこととし、紙による入札の場合であっても、電子調達システムを利用して契約書を締結するよう協力を求めるものとする。

#### 16 その他の

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

納付を免除する。

（3）費用の自己負担

入札参加者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

（4）電子調達システムの利用について

本件調達では、電子調達システムで応札、入札及び契約書の締結までの手続を行うことが可能であり、その他同システムで利用する機能（請求等）については、順次拡大していく予定である。

（5）入札説明会の参加方法について

以下のとおり

インターネットを利用して入札説明会に参加する場合は、Microsoft Teams の会議 ID 及びパスコード（上記10参照）によること。

なお、入札説明会に参加を希望する者は、令和7年7月15日(火)の17時00分までに下記18(1)及び(2)の問合せ先のメールアドレスに参加希望の旨を連絡すること。メールの件名は、「入札説明会参加希望\_a42\_事業者名」とし、インターネットを利用して入札説明会に参加する場合は、参加するアカウント数及びそれぞれのアカウント名を事前に連絡すること（事前に連絡がなかったアカウントについては、参加を許可しないため、留意すること。）。

入札説明会の参加者は、入札説明書一式を手元に用意すること。

#### 17 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 村松 秀樹

#### 18 本件入札に関する問合せ先

（1）仕様に関する事項・・・法務省民事局民事法制管理官室（担当 黒田）

TEL: 03-3580-4111 (内線: 5967)

e-mail: minji-sanjikan@i.moj.go.jp

(2) 入札手続に関する事項・・法務省大臣官房会計課調達第二係 (担当:高野)

TEL: 03-3580-4128

e-mail: keiyaku@i.moj.go.jp

19 電子調達システムに関する問合せ先

「調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク」 TEL: 0570-000-683

FAX: 017-731-3352

調達ポータルURL: <https://www.p-portal.go.jp/>

#### 【調達ポータル・電子調達システムの利用について】

電子調達システムを利用して別紙記載の提出書類等を提出した場合でも、電子調達システムの稼動状況、開札事務の迅速化等のため、入札書等を紙により提出することをお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、電子調達システムを利用するためには、事前に利用者情報登録を行う必要がありますので、調達ポータルにアクセスの上、利用者情報登録を行ってください。

## 提出書類等

## (1) 提出書類

	提出書類	入札方法	提出方法	提出部数
ア	価格証明書（※1） (適宜様式)	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
イ	令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「資格審査結果通知書」の写し	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
ウ	紙入札方式による入札参加申請書 (別添様式による)	電子入札	—	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
エ	暴力団排除に関する誓約書 (別添様式による)（※2）	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
オ	再委託及び知的財産権の帰属等に係る誓約書 (別添様式による)（※3）	電子入札	電子調達システム	1部
		紙入札	持参、郵送等又は電子メール	
カ	提案書（※4） 別添作成要領参照	電子入札	別添作成要領参照	要領 参照
		紙入札		

※1 表題は「価格証明書」とし、本件業務に係る経費について、値引きを考慮しない定価ベースによる総額と積算内訳を記載し、入札者が記名等を行うこと（入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。）。また、電子ファイル（エクセルファイル）を電子調達システム又は(3)の提出場所・担当者宛てメール送信すること。

※2 提出後の誓約書については、「個人情報の保護に関する法律」により、利用目的以外の利用・提供が制限される。

※3 本誓約書に違反した場合には、予算決算及び会計令第71条に基づき、一般競争に参加させないこととする場合があることに留意すること。

※4 従業員への賃金引上げ計画の表明書（以下「表明書」という。別添1又は2）を含む。ただし、表明書は表明する意思のある者のみ提出すること。

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%）以上とする旨を表明書により表明（対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる記載が異なるので留意すること。）した場合、加点することとしている。また、表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに後述の(3)イの場所に提出すること。ただし、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

## (2) 提出期限

令和7年7月24日(木) 17時00分

(3) 提出場所

上記(1)の提出方法に応じて、以下のいずれかに提出すること。

ア 電子調達システム：電子調達システム

イ 持参又は郵送等：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房会計課調達第二係（担当：高野）

ウ 電子メール：keiyaku@i.moj.go.jp（会計課調達係共通）

(4) 提出に際しての留意事項

ア 電子調達システム又は電子メールの方法により提出する場合は、当該方法により提出する全ての書類データをzipファイルにまとめて提出すること。（(1)カの提案書を除く。）

イ アのzipファイルのファイル名及び電子メールにより提出する場合のメール件名は、「入札提出書類\_a42\_事業者名」とすること。

ウ 電子メールによる提出に対し、Outlook等の機能による開封確認には応じるが、受信確認のための返信には応じない。

(代表者→代理人)

## 委任状

法務省大臣官房会計課長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を**父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負**一式に関し、法務省における当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者 氏名

(印)

受任者 住所・連絡先

氏名

代理人
使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

(代理人→復代理人)

## 委 任 状

法務省大臣官房会計課長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を**父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負**一式に関し、法務省における当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 住所

(印)

復代理人 住所・連絡先

氏名

復代理人
使用印鑑

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名 (印)

紙入札方式による入札参加申請書

貴省発注の案件「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式」について、紙入札方式での参加を申請します。

担 当 者

氏 名

連 絡 先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

# 入札書

入札件名 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(数量 一式)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

(印)

(復)代理人氏名

(印)

電子くじ番号

--	--	--

担当者氏名

連絡先

(注1) 復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注2) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。』

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

(印)

担当者

氏 名

連絡先

※添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

(別紙)

## 役員等名簿

法人(個人)名:

所在 地:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	( )	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

## 再委託及び知的財産権の帰属等に係る誓約書

- 私
- 当社

は、本件を落札し、貴省と契約を締結した場合、下記1から3を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、予算決算及び会計令第71条に基づき、一般競争入札に参加できないこととなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 再委託について

- (1) 本件業務の一部を再委託しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (2) 本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、貴省に対し全ての責任を負うこと
- (3) 本件業務の一部を再委託しようとするときは、本契約を遵守するために必要な事項について、仕様書を含む本件契約書を準用して、再委託の相手方と約定すること
- (4) 再委託に関する内容を変更しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (5) 契約書及び仕様書で再々委託が認められていない場合を除き、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を貴省の定める様式により作成し、貴省に提出すること
- (6) (5)の履行体制図に変更があるときは、商号又は名称及び住所のみの変更の場合を除き、速やかに貴省に届け出ること
- (7) 貴省から本契約の適正な履行の確保のため、変更の理由等の説明を求められた場合には説明を行うこと

#### 2 知的財産権の帰属等について

- (1) 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、仕様書に別の定めがある場合を除き、契約書に規定する所有権の移転の時に貴省に移転すること
  - (2) 仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないこと
  - (3) 成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うこと
  - (4) (3)の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任において解決に当たること
  - (5) (4)の紛争により貴省が損害を被ったときは、貴省に対し、その損害を賠償すること
- 3 その他契約書及び仕様書記載の応札条件等の事項について遵守すること

支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 殿

年 月 日  
住所（又は所在地）  
社名及び代表者名

担当者  
氏名  
連絡先

（注）担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、以下のとおり、父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務（以下「本件業務」という。）に係る請負契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づいて、本件業務を行い、甲がその対価を支払うこととする目的とする。

### （履行期限）

第2条 本契約の履行期限は、別添仕様書記載のとおりとする。

### （契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

### （監督）

第4条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督官その他の者（以下「監督官等」という。）を乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。

2 乙は、監督官等の職務に協力しなければならない。

3 甲又は監督官等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

### （検査）

第5条 乙は、本件業務を完了したときは、甲の検査を受けるものとする。

2 甲は、本件業務が完了した旨の届出があったときは、その日から10日以内に前項の検査を行うものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、甲の検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

### （代金の請求及び支払）

第6条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に前項の請求金額を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、支払わなかった請求金額に対する年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払う

ことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、本件業務の一部を再委託しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第8条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第9条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

- (1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。
- (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を探ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

#### (権利義務の譲渡禁止等)

- 第11条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### (期限の延長)

- 第12条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

#### (甲の契約解除権等)

- 第13条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
- (2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、

契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

#### (損害の賠償)

第14条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

#### (談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

#### (談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条

- 第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確認)

第19条 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)、受託者(再委託以降の全て

の受託者を含む。) 及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第21条 甲は、第17条及び第18条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第23条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に

応じて第12条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合責任に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

#### (所有権)

第24条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

#### (知的財産権の帰属等)

第25条 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。

- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

#### (過失責任)

第26条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

#### (危険負担)

第27条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったと

きは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第28条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第5条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第29条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2. 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(情報セキュリティの取扱い)

第30条 本契約の履行に関する情報セキュリティの取扱いについては、別添仕様書記載のとおりとする。

(契約保証金)

第31条 本契約に関しては、保証金の納付を免除する。

(補則)

第32条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約に定めのない事項についても、同様とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月4日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 ○ ○ ○ ○

乙

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について  
子の意見等を適切に反映させる方策に関する  
調査研究業務に係る仕様書

令和7年7月  
法務省

## 第1 件名

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務（以下「本調査研究」という。）

## 第2 調達の背景及び目的

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号。以下「改正法」という。）が成立した（同月24日公布）。改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保する観点から、父母の離婚後等の子の養育に関する規定を大きく見直すものである。したがって、改正法の大部分の施行日（公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）までに、子の利益の確保の観点から円滑な施行に向けた準備を行う必要がある。

ところで、改正法の審議の過程では、衆議院及び参議院の各法務委員会で、それぞれ以下の附帯決議がされている。

### （衆議院法務委員会）

三 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

### （参議院法務委員会）

五 子の利益の確保の観点から、本法による改正後の家族法制による子の養育に関する事項の決定の場面において子自身の意見が適切に反映されるよう、専門家による聞き取り等の必要な体制の整備、弁護士による子の手続代理人を積極的に活用するための環境整備のほか、子が自ら相談したりサポートが受けられる相談支援の在り方について、関係府省庁を構成員とする検討会において検討を行うこと。

各附帯決議でも指摘されているとおり、父母の離婚、別居等を経験する子の養育の在り方については、子の意見、意向、気持ち等が適切に反映されることが、子の利益に適うといえる。しかし、子に対して、父母のいずれかを選択することを迫るようなことをしては、子の利益に反することは明白である。したがって、子の利益を確保するため、子の意見等を適切に把握し、それを反映させるための適切な方策を検討することは、改正法の施行に向けた重要な課題で

ある。

本調査研究は、上記の観点及び上記各附帯決議を前提に、父母の離婚、別居等を経験する子について、その意見等をその後の養育の在り方に適切に反映するための、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった各方策について、国内外における法制や、これまでの取組例等について調査をした上で、それを前提に、法学、心理学、社会学等の各知見を用いて方策の在り方について検討を行うことを目的とするものである。

### 第3 業務の内容

法学、社会学、心理学等の研究者、法律実務家等による合議体（以下「合議体」という。）によって以下の調査研究を行い、その結果を報告する。

#### 1 国内外における現状把握

①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握、②その意見等の養育の在り方への反映について、国内外の実情を調査する。

##### (1) 文献等の先行研究調査

上記調査対象に関し、海外の実情については、主に研究者による先行研究の積み重ねがあり、我が国の実情については、家庭裁判所調査官、弁護士による取組を紹介する文献が一定数存在している。そこで、国内外における現状把握として、まず文献調査を中心とする先行研究調査を行う。なお、海外の実情調査に当たっては、オーストラリア（子どもの代理人制度の観点）及びドイツ（子どもの手続補佐人及び裁判官による子への審問の観点）は必ず調査対象に含めるものとする。

また、父母の離婚を経験する子への支援の在り方については、国内外において、心理学領域を中心に先行研究が存在しているものと思われる。そこで、これらの学術的な領域についても、先行研究調査を行う。ただし、海外の先行研究については代表的なもののみを対象とし、国内における先行研究を中心に調査すれば足りる。

この先行研究調査は、法学、社会学、心理学等の研究者において行うものとするが、当該研究者は合議体の構成員でなくてもよい。

##### (2) 補充調査

先行研究調査は、文献調査によって行うが、文献調査で不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について追加調査を行う。調査手法は、インターネットによる調査、文献執筆者への照会等を中心とし、現地調査は要しない。

### (3) とりまとめ

上記(1)及び(2)の結果について、本調査研究以外の場面でも子の意見等の把握等の在り方について検討する際の基礎資料として用いることができるよう に、わかりやすくとりまとめる。

## 2 子に対する支援等についてのヒアリング調査

上記1の先行研究調査の結果を踏まえ、更なる現状及び課題の把握のために、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務について、以下のヒアリング調査を行う。ヒアリング対象の数等、各ヒアリング調査にかける時間については、本調査研究の目的を考慮した上で、必要性・相当性の観点から、合議体において適切に決めることができる。

### (1) 弁護士、家庭裁判所調査官

インタビューにおいては、各対象者本人の経験を中心に、グッドプラクティスだけではなく、うまくいかなかった事例、実務上の悩み、改善点、今後の課題等についても聴取する。

また、弁護士や家庭裁判所調査官について、現状、子の意見等を適切に把握するために、どのような研修が行われているか、今後、どのような研修が行われることが望ましいかという点も調査・分析を行う。

さらに、現状の子の手続代理人制度の活用について隘路となっている点がどこにあるかという点についても調査・分析を行うものとする。

なお、家庭裁判所調査官に関する調査を行う場合には、当省において適宜調整を行うものとする。

### (2) 民間支援団体

父母の離婚等を経験する子に対しては、民間支援団体による支援が行われている（法制審議会家族法制部会第2回会議、参考人ヒアリング参照）。また、父母の離婚等を経験する子に対しては、意見等を表明する前提として、自身の状況やその後の生活についての情報提供の取組も行われている（当省ウェブサイト「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩（なや）んでいるあなたへ～」等）。

そこで、これら支援や情報提供の取組について実態調査を行うとともに、可能であれば、そのような取組をおこなっている団体から、子の意見等の把握に関する取組の詳細、実務上の悩み、改善点、今後の課題等についても聴取する。

仮に我が国において民間支援団体による子の支援や情報提供が十分に広がっていない状況にあることが判明した場合には、その原因、隘路等についても調査・分析を行う。

### (3) 地方自治体

地方自治体に対し、ひとり親支援をしている部署を中心に、父母の離婚を経験する子に対する支援の在り方の実情を調査する。

仮に子に対する支援が十分でないことが判明した場合には、どの点に隘路があるのかについて調査・分析を行うとともに、自治体において提供することが考えられる子に対する支援策や、それを実現するための国の補助事業の活用等の方策について検討を行う。

### (4) 児童相談所、学校等

父母の離婚等を経験する子については、児童相談所が関与することになることもあると考えられる。また、当省が委託して実施した先行研究結果「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和3年1月）によれば、父母の離婚等を経験する子らにとって、学校の教師は主要な相談先となっているものとみられる。

そこで、これらの現場における子の意思等の把握の実情等について可能な範囲で調査を行うとともに、そこで把握された子の意思等について、他機関との連携の在り方について調査・分析を行う。

## 3 父母の離婚を経験した子の調査

未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行う。

少数の者を対象にインタビュー形式の調査を行うか、一定数の者を対象としたアンケート調査を行うかや、いずれか又は双方の調査を行う場合の対象者の数等については、本調査研究の目的を考慮した上で、必要性・相当性の観点から、合議体において適切に決めることができる。

なお、当該調査の実施に当たっては、当省が委託して実施した先行研究結果「未成年期に父母の離婚を経験した子の養育に関する実態についての調査・分析業務報告書」（令和3年1月）及び「未成年期に父母の別居・離婚を経験した子に関する質的調査研究報告書」（令和5年1月）の内容を精査した上で行うものとする。

## 4 父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討

上記の各調査結果を踏まえ、合議体において、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった点を中心に、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討する。

また、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようにするための、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討する。

その検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめる。

なお、情報提供については、どのような媒体・形式での情報提供が適切であるかという点も合議体の判断に委ねるが、対象となる子の年齢に応じて、少なくとも2つ以上のモデルを作成する。

#### 5 子に対する情報提供の試行

上記4において作成した、子に対する情報提供のモデルについて、試行を行い、その結果に基づき、必要な改良を行う。この試行については、民間支援団体等の協力を得た上で、実際に父母の離婚等に直面している子らに対して試行を行うことが考えられるが、本調査業務の目的に照らし、合議体の判断によつては、現にそのような状況にない子らに対して試行をすることもできる。

#### 6 報告書の作成

上記1から5までの調査結果を報告書に取りまとめる。

### 第4 業務実施方法等

#### 1 調査研究の実施方法

受注者は、調査研究の実施に当たっては、適切な研究担当者を4名以上選定した上で、同研究者らによる合議体の判断に基づき調査研究を行うこと。

#### 2 研究担当者

家族法及び家事事件手続について知見を有する法学者を研究代表者として実施すること。

また、研究代表者に加えて、心理学に関する相当な知見・能力を有する研究者（助教以上又はこれに準ずる者）1名以上及び弁護士1名以上を協力研究者とし、これらの者に当該業務を行わせること。

なお、選定の参考とするため、研究代表者及び協力研究者として望ましいと考えられる者及びその理由を提案すること。

#### 3 当省との連携

(1) 受注者は、本業務について、当省と随時打合せを行い、業務の総合的な進捗状況について報告すること。そのため随時打合せが可能な担当者を配置すること。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに当省と打合せを行い、業務の方向性について協議を行うものとする。

- (3) 受注者は、専用メールアドレスの設置等の環境を整えること。
- (4) 担当者は、当省が不定期に開催する打合せ会等に参加すること。
- (5) 担当者は、緊急の対応を要する場合を想定し、当省と迅速に連絡を取れる体制を構築するものとする。

#### 第5 応札条件

本業務に係る入札に参加しようとする者は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る提案書作成要領」に従って記載された提案書を提出すること。

#### 第6 成果物

- 1 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務報告書（一式）（上記第3参照）  
Microsoftword ファイル及び PDF ファイルを記憶媒体（CD-R 又は DVD-R）に保存し納入すること。
- 2 その他  
成果物一式の著作権は当省に帰属するものとする。  
なお、成果物については、当省ホームページ等において公表することを前提とする。

#### 第7 成果物納入期限

令和8年3月24日（火）まで

#### 第8 成果物納入場所

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館  
法務省民事局民事法制管理官室（担当：上田）

#### 第9 実施スケジュール等

本件業務に係る入札に参加しようとする者は、入札時に、本調査研究の実施に当たっての作業スケジュール、作業人員体制及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等を提出するとともに、承認を得ること。

また、調査手法、日程等に無理がなく、調査研究を効率的に実施するため、報告書の校正期間を含め、具体的な計画を提案すること。

## 第10 法令の遵守

受注者は、本件調査研究の実施に当たって、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律等の関係法規を遵守すること。

## 第11 機密保持

- 1 受注者は、本業務を実施するに当たり、当省から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を厳重に保管し、正当な理由なく第三者に開示しないこと。
- 2 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、本業務以外の目的では利用しないこと。
- 3 受注者は、本業務で取得した情報について、当省が承諾した場合、法令に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、第三者に開示、貸与、複製の依頼その他秘密を漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと。
- 4 上記1から3までについては、本契約が終了した後においても同様とする。
- 5 受注者は、上記以外の機密保持に関する事項について必要がある場合には、当省と協議の上、取り決めること。

## 第12 業務の再委託

- 1 受注者は、本業務の全部を再委託してはならない。

また、受注者は、本業務の一部を正当な理由なく再委託してはならない。

なお、本業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額、その他当省が求める事項について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、当省の承認を得なければならない。

おって、契約金額に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とする。

- 2 受注者は、再委託先が行った作業について全責任を負うこと。

また、受注者は、再委託先に対して、受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。

- 3 受注者は、再委託先に対して、定期的に、又は必要に応じて、作業の進捗状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めること。

また、当省が承認した再委託の内容について変更しようとする場合には、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、当省の承認を得ること。

### 第13 知的財産権の帰属等

1 本業務に係る作業により作成する成果物については、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を当省に譲渡し、当省は独占的に使用するものとする。また、受注者は、当省に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。

ただし、受注者が本業務に係る契約締結日以前から有している著作権が当該成果物に含まれる場合、この著作権の権利は、受注者に留保されるものとする。この場合においては、本業務の目的の範囲に限り、当省は当該成果物に含まれる著作物を自由に複製又は改変等することができるものとする。

なお、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合には、当省と別途協議するものとする。

2 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれているときは、当省が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合には、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当省の了承を得るものとする。

3 受注者は、本調達に係る作業により作成する成果物に関するアイデア、ノウハウ、仕様等を利用し、有形又は無形の物品等を作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行うことができるものとする。

4 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当省の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担及び責任において一切を処理するものとする。

なお、当省は、紛争等の事実を知ったときには、速やかに受注者に通知するものとする。

### 第14 契約不適合責任

受注者は、本業務の納入成果物について検収を行った日を起算点として1年間、納入成果物に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間において、納入成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることが判明した場合（納入成果物に誤った内容を記載する等により、作業のやり直

し等の対応が必要となる場合を含む。)には、受注者の負担及び責任において、当省が相当と認める期日までに追完すること。

ただし、納入成果物の不適合が受注者の故意又は重大な過失によるものである場合は、納入成果物について、検収を行った日を起算点として2年間、納入成果物の不適合を理由とした責任を負うものとする。

#### 第15 ワークライフバランス等推進企業に対する事項

受注者が、当省の実施する本調達に係る提案書の審査に関し、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づきワークライフバランス等を推進する企業等として、ワークライフバランス等の推進に係る評価項目で加点を得る場合には、契約期間中、女性活躍推進法、次世代育成対策推進法又は若者雇用促進法に基づく認定を保持し続けること。

なお、契約期間中に当該認定が取り消された場合には、必要に応じて契約解除等の措置をとることになるため、留意すること。

#### 第16 その他

- 1 本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に記載されていない事項がある場合には、その都度当省の指示を受けるものとする。
- 2 受注者は不測の事態により、本仕様書に定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合には、直ちにその旨を当省に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受注者は、作業が困難になった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- 3 契約締結後、受注者が本仕様に従わないと認められる場合には、当省は契約を解除することができる。ただし、契約を解除せず、契約金額の減額等の措置を執る場合がある。
- 4 本業務に要する一切の費用(契約締結前の諸経費を含む。)は全て受注者の負担とする。
- 5 受注者は、本業務において受注者の故意又は過失により当省が被った全ての損害について、賠償責任を負うものとする。
- 6 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の  
意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務  
提案書作成要領

令和7年7月  
法務省

## 1 提案書の提出

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき記載された提案書を提出すること。

なお、提案書に關し、法務省から説明、追加資料の提出を求められた場合は速やかにこれに応じること。

## 2 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書の作成

本業務に係る入札に参加しようとする者は、本作成要領に基づき、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めた要件を実現できること及び実現するための能力等を有することを明らかにすること。

なお、提案書は、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本書において記載された事項以外の内容を含む提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

### (2) 提案書の作成要領

ア 提案書の表題は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る提案書」とすること。

イ 提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。用紙は、日本産業規格A列4番を使用すること。

### (3) 提案書の記載事項及び留意事項

ア 本業務の目的及び内容を十分理解し、実施方針を提案すること。また、本業務の目的を達成するため、業務の内容（仕様書を参照。）で示した以外に実施すべき調査等独自の提案があれば、記載すること。

イ 本研究を主として行う者及びその理由を提案すること。

ウ 仕様書で示した要件及び「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る総合評価基準書」の別紙「総合評価基準表」の各評価項目について、それらを実現できること及び実現するための能力を有することを記載すること。

エ 疎明資料として、作業を実施するに当たっての作業スケジュール、作業人員及び作業内容を策定の上、成果物納品までのスケジュール（線表）、作業体制図等の案を添付すること。

オ ワークライフバランス等を推進する企業として、女性活躍推進法（平成27年法律第64号）、次世代育成対策推進法（平成15年法律第120号）又は若者雇用促進法（昭和45年法律第98号）に基づく認定を受けている場合には、それを証明する書類を添付するとともに、契約期間中、当該認定

を保持し続けることを明確にすること。  
力 賃金引上げの実施を表明した企業等として表明する場合には、別添の様式  
1又は2を添付すること。

(4) 提案書の無効

提案書について、本作成要領に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

3 提案書の提出期限、場所、方法及び部数

- (1) 期限 令和7年7月24日（木）17時まで
- (2) 場所 法務省大臣官房会計課調達第二係（担当 高野）  
住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03-3580-4128
- (3) 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (4) 部数 4部（1部については表題に提案者名（事業者名）を記載し、その他は提案者名を記載しないものとする。）

4 本作成要領及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 期限 令和7年7月17日（木）17時まで
- (2) 場所 法務省民事局民事法制管理官室（担当 黒田）  
住所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL 03-3580-4111（内線：5967）  
メール minji-sanjikan@i.moj.go.jp
- (3) 方法 質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、メールのいずれの方法でも可能とする。  
口頭又は電話による質問は受け付けない。  
なお、郵送による場合には、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務に係る質問書在中」と朱書きし、提出期限までに必着するように送付し、メールの場合には着信を確認すること。
- (4) 回答 令和7年7月22日（火）までに電子メールにより回答する。  
なお、各質問者から寄せられた質問（質問者名は伏せるものとする。）に対する法務省の回答は、同日までに入札説明書を受領した全者に送信する予定である。

5 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側の負担とする。
- (2) 提出のあった提案書及び関連資料は返却しない。
- (3) 提案書の提出後においては、当省が認めた場合を除き、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。

(別添1)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

（住所を記載）

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表 氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者 氏名 〇〇 〇〇 印

(別添1)

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

(別添2)

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）  
(又は〇年)において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率1.5%以上  
とすることを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

上記の内容について、我々従業員は、令和〇年〇月〇日に、〇〇〇という方法  
によって、代表者から表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

従業員代表

氏名 〇〇 〇〇 印

給与又は経理担当者

氏名 〇〇 〇〇 印

(別添2)

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 曆年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の  
意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務  
総合評価基準書

令和7年7月  
法務省

本書は、「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務」に係る総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

### 1 総合評価方式（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。）の合計で得た数値の最も高い者を落札者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

$$\begin{array}{ccc} \text{技術点} & + & \text{価格点} \\ (\text{満点 } 200 \text{ 点}) & & (\text{満点 } 100 \text{ 点}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{総合評価点} \\ (\text{満点 } 300 \text{ 点}) \end{array}$$

### 2 技術点の評価方法

技術点は、「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式によって決定する。

計算の結果、小数点以下の端数が出た場合には、小数点以下第1位を四捨五入して得た値を技術点とする。

$$\begin{array}{ccc} \text{基礎点} & + & \text{加点} \\ (100 \text{ 点}) & & (\text{満点 } 100 \text{ 点}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{技術点} \\ (\text{満点 } 200 \text{ 点}) \end{array}$$

#### （1）基礎点に関する評価

以下により評価を行う。

ア 審査員3人が別紙「総合評価基準表」において、基礎点が設定されている各項目について、評価基準を満たしているか、それぞれ審査を行う。

イ 審査員3人全員が、全ての項目につき審査基準を満たしていると判断した場合のみ「合格」とし、「基礎点（100点）」を付与する。合格とならなかった場合は、仕様を満たす業務を遂行する能力がないものと判断し、入札に参加することを認めない。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、文章による意思表現だけにとどまる場合には、

「不合格」とすることがある。

(2) 加点に関する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 別紙「総合評価基準表」において、加点が設定されている各項目について評価する。

イ 別紙「総合評価基準表」における各評価項目（項目番号20（ワーク・ライフ・バランスの推進）及び項目番号21（賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項）を除く。）について、評価基準の内容に基づき、3人の審査員で審査する。審査員は、次の3段階で評価する。なお、提案者が1者の場合は、最優秀と評価しない。

○最優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った者のうち、最も優れた提案を行った場合

○優秀：当該審査基準について、仕様に準拠した内容以上の提案を行った場合

○標準：当該審査基準について、仕様に準拠した内容の提案を行った場合

ウ 原則として、6点満点とし、最優秀=6点、優秀=3点、標準=0点の配点とする。

エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。例えば、配点10の項目の場合には以下のようになる。

最優秀 →  $10 \times 6 / 6 = 10$ 点

優秀 →  $10 \times 3 / 6 = 5$ 点

標準 →  $10 \times 0 / 6 = 0$ 点

オ 評価項目のうち、項目番号20及び21については、別紙「総合評価基準表」における評価基準の内容に基づき加点する。

(3) 技術点の決定

上記(1)及び(2)により、3人の審査員が付けた技術点（200点満点）の平均値（小数点以下四捨五入）により決定する。

(4) 賃金引上げの実施を表明した企業等の減点措置について

項目番号21「賃金引上げの実施を表明した企業等」については、様式1又は2の従業員への賃金引上げ計画の表明書で表明した賃金引上げが実行されているか、事業年度等終了後に「法人事業概況説明書」等により確認することとしており、確認の結果、表明した賃金引上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。

## 総合評価基準表

別紙

## 父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点	
			基礎点	加点
1	全般	業務の目的及び業務の内容を理解した上で記載がされており、業務の目的を達成するための調査研究の実施方法及びその理由について適切かつ効果的・効率的なものが提案されていること。	—	6
2	業務内容	①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握、②その意見等の養育の在り方への反映について、国内外の実情を調査すること。 国内外における現状把握として、まずは文献調査を中心とする先行研究調査を行うこととし、文献調査で不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について、補充調査を行うこと。 海外の実情調査に当たっては、オーストラリア(子どもの代理人制度の観点)及びドイツ(子どもの手続補佐人及び裁判官による子への審問の観点)は必ず調査対象に含めること。 また、父母の離婚を経験する子への支援の在り方については、心理学領域の先行研究についても調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
3		上記調査結果について、本調査研究以外の場面でも子の意見等の把握等の在り方について検討する際の基礎資料として用いることができるよう、わかりやすくまとめること。	○	—
4	子に対する支援等についてのヒアリング調査	先行研究調査の結果を踏まえ、更なる現状及び課題の把握のために、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務に関して、次のものに対しヒアリング調査を行うこと。 (1)弁護士、家庭裁判所調査官 (2)民間支援団体 (3)地方自治体 (4)児童相談所、学校等 以上の調査及びその分析を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
5	父母の離婚を経験した子の調査	未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
6	父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討	上記の各調査結果を踏まえ、合議体において、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用することができる相談支援等といった点を中心に、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討すること。 また、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようにするための、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討すること。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	10
7		上記の検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめるこ。	○	—
8	子に対する情報提供の試行	子に対する情報提供のモデルについて、試行を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8
9		上記の試行結果に基づき、必要な改良を行うこと。	○	—
10	業務実施体制	研究担当者として望ましいと考えられる者及びその理由の提案がされていること。	—	10
11		業務の遂行に当たる作業人員が、十分な知識、スキル及び豊富な経験を有していることが具体的に示されていること。	—	6
12		本業務の目的を達成するため効果的かつ効率的な体制が組まれていること。	○	—
13		法務省と隨時打合せ可能な連絡担当者が配置されていること。	○	—
14	実施スケジュール等	調査手法、日程等に無理がなく、実現性があること。	○	—
15		業務の目的を達成するため、報告書の校正期間等を含め、計画的かつ効率的な提案がされていること。	—	4

## 総合評価基準表

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務

項目番号	評価項目	評価基準	配点	
			基礎点	加点
16	調査実施能力	過去に、離婚等の家族問題に関する社会調査を行った経験があり、その経験を踏まえた提案がされていること。	—	6
17		調査研究は、受注者並びに研究代表者及び協力研究者による合議体によって行い、受注者は合議体の事務局の役割を担うこと。離婚問題に関する社会調査や行動科学分野の研究について知見のある学識経験者、実務家等と連携を図ることができること。	—	6
18	機密保持	業務上知り得た情報を第三者に開示しないこと、漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと、本業務以外の目的では利用しないことが明確にされていること。	○	—
19	知的財産権の帰属等	本業務に係る作業により作成する成果物について、著作権法に基づく対応や権利侵害の紛争等が生じた場合の処理について理解していること。	○	—
20	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1段階目(※①) 4点</li> <li>・2段階目(※①) 6点</li> <li>・3段階目 8点</li> <li>・プラチナえるぼし 10点</li> <li>・行動計画(※②) 2点</li> </ul> <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラチナくるみん 10点</li> <li>・くるみん(令和7年4月1日以後の基準) 8点</li> <li>・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準) 6点</li> <li>・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準) 6点</li> <li>・くるみん(平成29年3月31日までの基準) 4点</li> <li>・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準) 6点</li> <li>・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準) 6点</li> <li>・行動計画(令和7年4月1日以降の基準)(※2) 2点</li> </ul> <p>・ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う)</p>	—	10
21	賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)又は(2)に該当する事業者 10点</li> </ul> <p>(1)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(大企業)</p> <p>(2)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(中小企業等)</p>	—	10
	合計	基礎点 加点	100	100



## 価格証明書

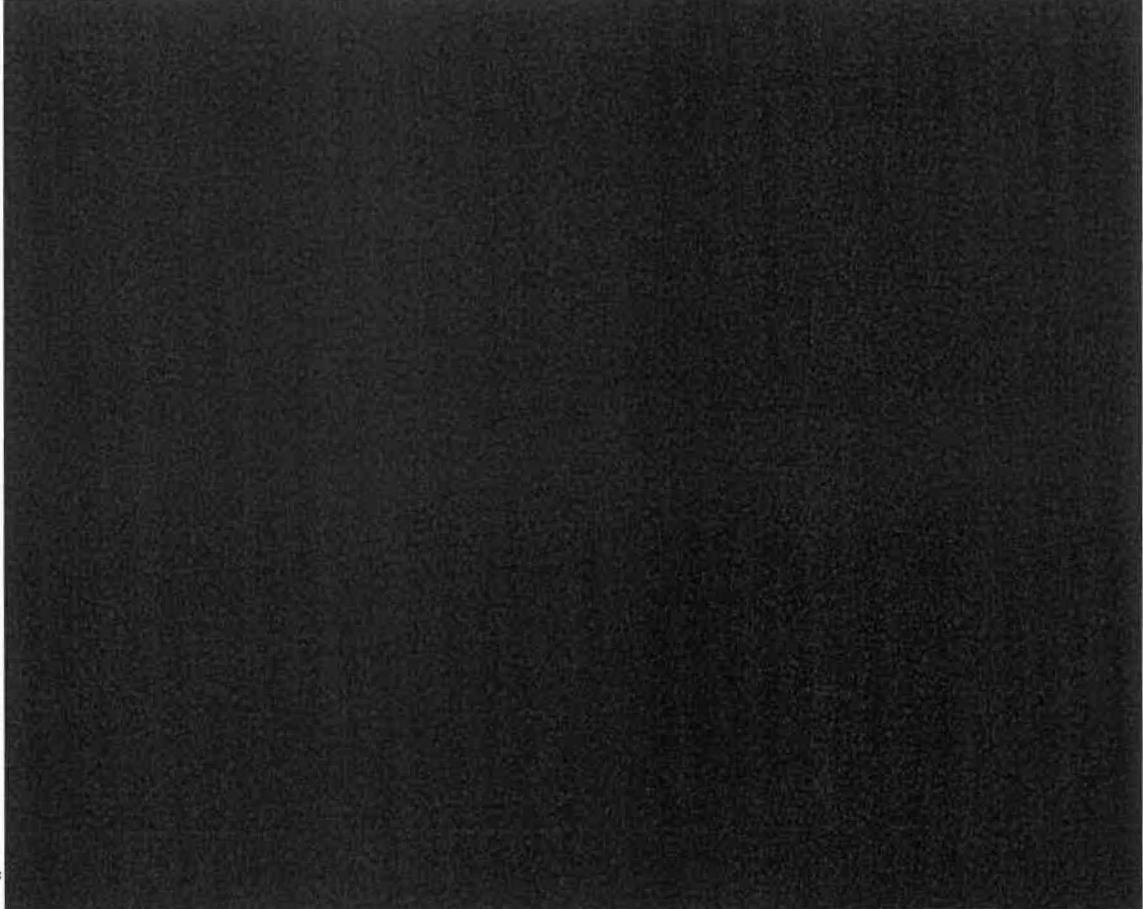
令和7年7月24日

東京都中央区日本橋3-6-2  
公益社団法人商事法務研究会  
代表理事専務理事 大久保文雄

金、[REDACTED] (税込)

ただし、父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の委託費として

順番	項目	数量	単価	金額	備考
			円	円	



【担当者】

氏名

連絡先

電話



# 資格審査結果通知書(全省統一資格)

令和7年4月1日

103-0027  
東京都中央区日本橋三丁目6番2号  
公益社団法人商事法務研究会

代表理事

大久保 文雄 様

\*\*\*\*\*

250110000337

衆議院庶務部会計課長 外務省大臣官房会計課長  
参議院庶務部会計課長 財務省大臣官房会計課長  
国立国会図書館総務部会計課長 文部科学省大臣官房会計課長  
最高裁判所事務総局経理局長 厚生労働省大臣官房会計課長  
会計検査院事務総長官房会計課長 農林水産省大臣官房参事官(経理)  
内閣府大臣官房会計課長 経済産業省大臣官房会計課長  
デジタル庁会計担当参事官 国土交通省大臣官房会計課長  
復興庁会計担当参事官 環境省大臣官房会計課長  
総務省大臣官房会計課長 防衛省大臣官房会計課長  
法務省大臣官房会計課長

業者コード: 0000093867

法人番号: 5010005018552

発行番号: 250110000337

企業規模: その他

設立年月日: 昭和31年6月9日

資格の種類及び等級:

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計				
等級	C	C	C	

資格の有効期間: 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

競争参加地域: (\*印の地域について有効)

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄
		*					

営業品目:

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
その他印刷類 図書類 電子出版物類	図書類 電子出版物類	広告・宣伝 調査・研究 翻訳・通訳・速記 会場等の借り上げ 電子出版 その他	

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

なお、申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあっては、本資格を取り消す場合があります。

本通知書受領後に申請内容に変更があった場合は、いずれかの受付機関に速やかに届け出してください。

受付機関: 15999

受付番号: 00240

さきに申請のあった令和7・08・09年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。  
なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局、人事院)、内閣府(内閣府本府、官内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁)、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の各調達機関に共通して有効です。



## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 殿

令和7年7月24日

東京都中央区日本橋3丁目6番2号

公益社団法人商事法務研究会

代表理事専務理事 大久保 文雄

担当者

氏 名  
連絡先



※添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

(別紙)

## 役員等名簿

法人名：公益社団法人商事法務研究会

所在地：東京都中央区日本橋3-6-2

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
代表理事長	(カンダ ヒデキ) 神田秀樹		
代表理事副会長	(カンサク ヒロユキ) 神作裕之		
代表理事専務理事	(オオクボ フミオ) 大久保文雄		
理事	(イシカワ マサミ) 石川雅規		
理事	(オオノ ケンジ) 大野顕司		
理事	(オオムラ アツシ) 大村敦志		
理事	(クズオカ トシアキ) 葛岡利明		
理事	(ナカタ ヒロヤス) 中田裕康		
理事	(マエダ マサヒロ) 前田雅弘		
理事	(ヤマモト カズヒコ) 山本和彦		
業務執行理事	(チュウジョウ ノブヨシ) 中條信義		
監事	(オバタ シノブ) 小幡忍		
監事	(スエヨシ ワタル) 末吉瓦		

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

## 再委託及び知的財産権の帰属等に係る誓約書

- 私  
 当社

は、本件を落札し、貴省と契約を締結した場合、下記1から3を遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、予算決算及び会計令第71条に基づき、一般競争入札に参加できることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 再委託について

- (1) 本件業務の一部を再委託しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (2) 本件業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、貴省に対し全ての責任を負うこと
- (3) 本件業務の一部を再委託しようとするときは、本契約を遵守するために必要な事項について、仕様書を含む本件契約書を準用して、再委託の相手方と約定すること
- (4) 再委託に関する内容を変更しようとする場合には、貴省の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、貴省の承認を受けること
- (5) 契約書及び仕様書で再々委託が認められていない場合を除き、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を貴省の定める様式により作成し、貴省に提出すること
- (6) (5)の履行体制図に変更があるときは、商号又は名称及び住所のみの変更の場合を除き、速やかに貴省に届け出ること
- (7) 貴省から本契約の適正な履行の確保のため、変更の理由等の説明を求められた場合には説明を行うこと

#### 2 知的財産権の帰属等について

- (1) 本契約により納入される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、仕様書に別の定めがある場合を除き、契約書に規定する所有権の移転の時に貴省に移転すること
- (2) 仕様書に別の定めがある場合を除き、成果物に係る著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を一切行使しないこと
- (3) 成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うこと
- (4) (3)の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任において解決に当たること
- (5) (4)の紛争により貴省が損害を被ったときは、貴省に対し、その損害を賠償すること

#### 3 その他契約書及び仕様書記載の応札条件等の事項について遵守すること

支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 殿

令和7年7月24日

東京都中央区日本橋3丁目6番2号

公益社団法人商事法務研究会

代表理事専務理事 大久保 文雄

担当者

氏名

連絡先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

令和7年7月24日

支出負担行為担当官  
法務省大臣官房会計課長 殿

東京都中央区日本橋3丁目6番2号  
公益社団法人商事法務研究会  
代表理事専務理事 大久保 文雄

紙入札方式による入札参加申請書

貴省発注の案件「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式」について、紙入札方式での参加を申請します。

担当者

氏 名

連絡先

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可



(代表者→代理人)

## 委任状

法務省大臣官房会計課長 殿

(件名)

今般、私は、下記の者を**父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負**一式に関し、法務省における当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積に関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和7年8月1日

委任者 所在地 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

商号又は法人の名称 公益社団法人 商事法務研究会

代表者氏名 代表理事専務理事 大久保 文 雄 (印)

受任者 住所・連絡先 東京都中央区日本橋3丁目6番2号

公益社団法人 商事法務研究会

氏名

代理人

使用印鑑

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可



機密性2、完全性2、可用性2

令和7年7月25日

法務省民事局担当補佐官 殿

法務省大臣官房会計課補佐官（調達担当）

「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式」に関する書類の審査について（依頼）

下記の者から標記書類の提出がありましたので、本月29日までに同書類の審査を依頼します。

なお、従業員への賃上げ加点の有無についても回答いただぐとともに、賃上げ加点がある場合は、事業終了年月日を付記した上で総合評価基準書添付の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の写しを提出願います。

記

公益社団法人商事法務研究会



令和7年7月29日

官房会計課補佐官（調達担当） 殿

民事局担当補佐官

「父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式」に関する提案書の審査について（回報）

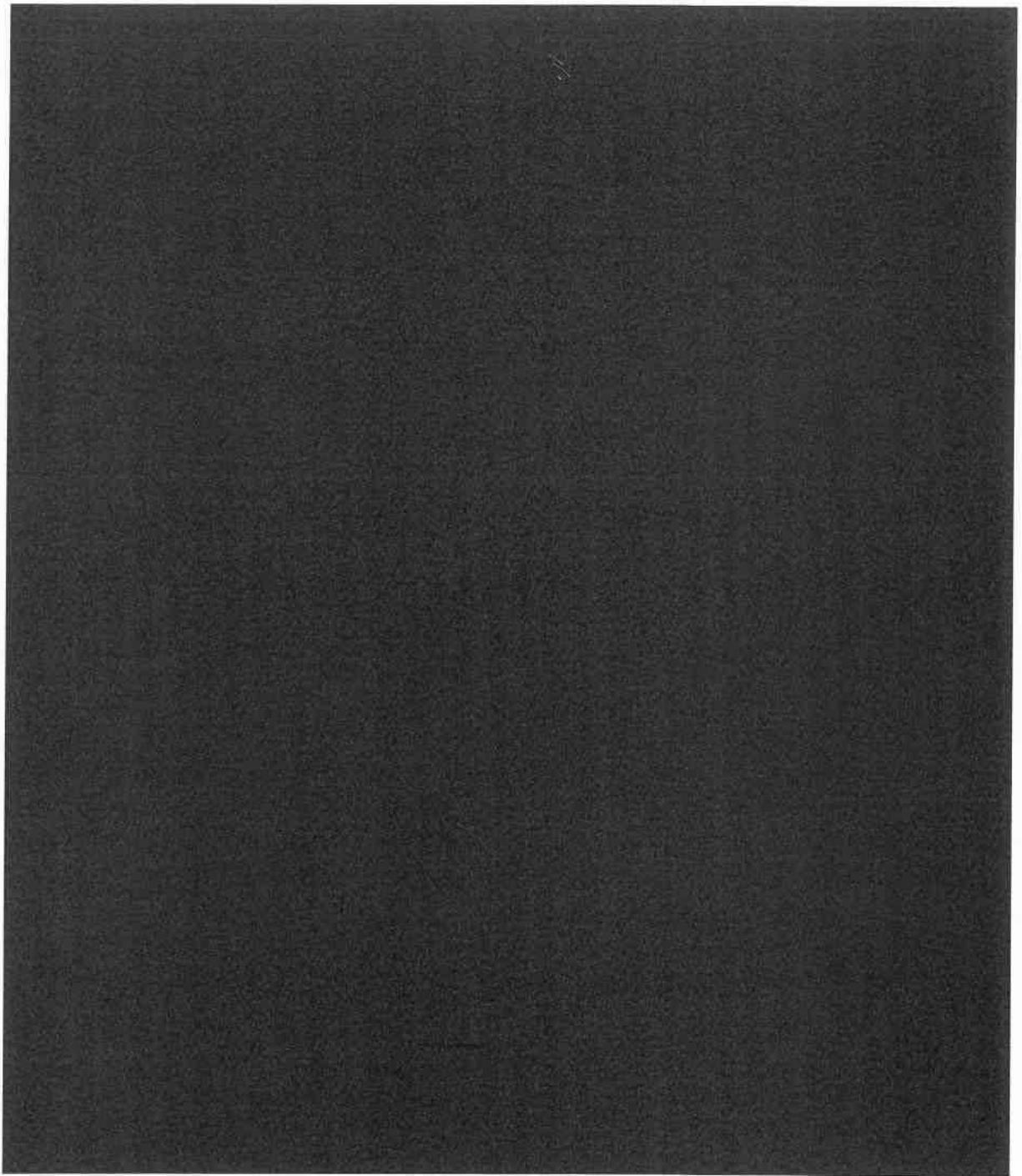
標記について、下記のとおり回報しますので、よろしくお取り計らい願います。

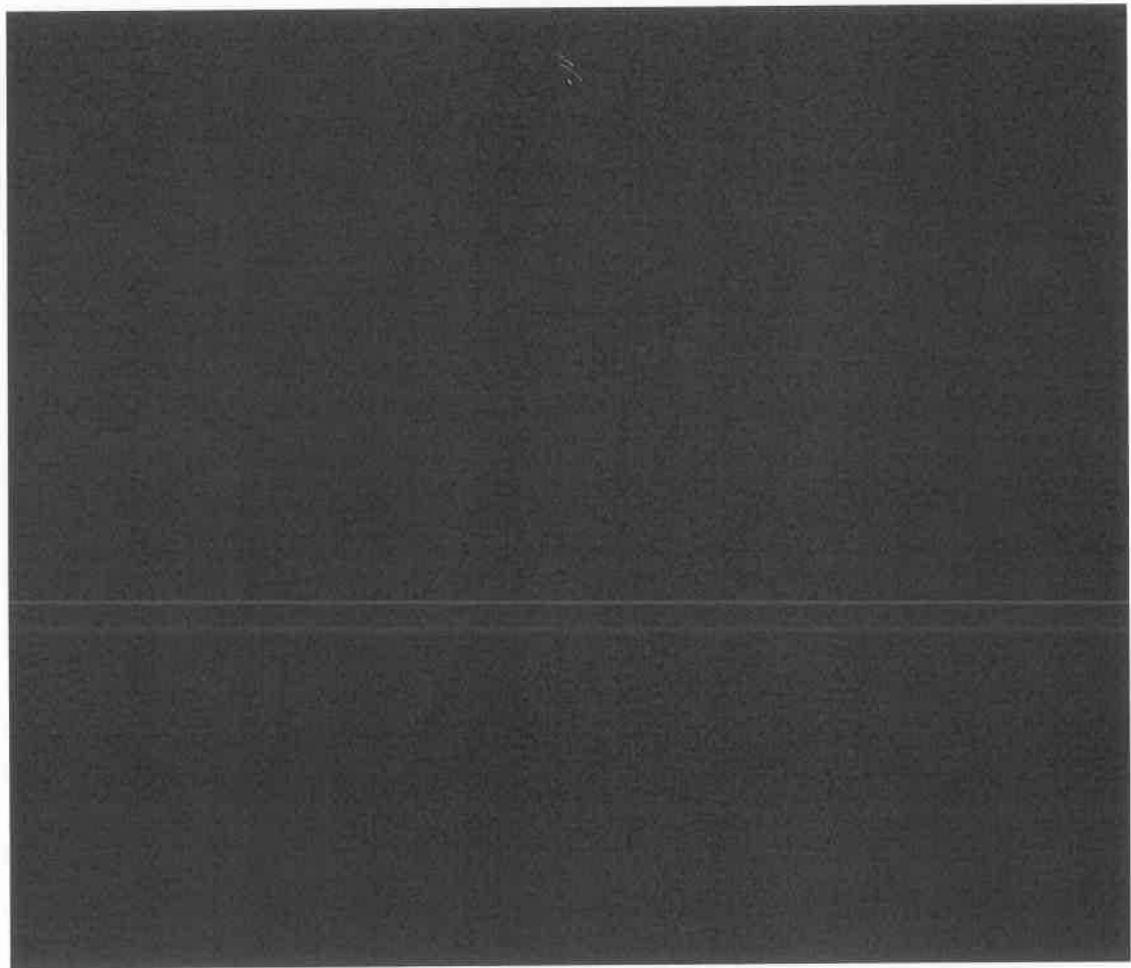
記

公益社団法人商事法務研究会 合格

以上







## 入札調書

a42.

入札した結果は、上記のとおりである。

令和7年8月4日

入札執行者 法務事務官 高野裕一

立会者 法務事務官 稔 卓 也

# 立 会 者 法務事務官 大 石 努

調達担当補佐官

契約審查官

落札率

86 7%



# 入札書

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式

金	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	半	7	5	0	0	0	0	0	0	0

(数量 一式)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、  
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 7 年 8 月 1 日

総 750,000

支出負担行為担当官

総 8,250,000

落札

法務省大臣官房会計課長 殿

所在地 東京都中央区日本橋 3-6-2

会社名 公益社団法人 商事法務研究会

代表者氏名 代表理事専務理事 大久保文雄(印)

(復)代理人氏名

(印)

電子くじ番号

8	8	8
---	---	---

担当者氏名

連絡先

(注1) 復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載す

(注2) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可



令和7年7月3日

【総合評価得点表】

件名

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負一式

総合評価点 = 「技術点(200点満点)」 + 「価格点(100点満点)」

※価格点算出式 (1 - (入札価格 ÷ 予定価格)) × 100

価格点満点 100点

予定価格 8,640,663 (税抜金額)

参加者名	技術点	価格点		落札判定	総合評価点	順位
		入札金額	得点			
公益社団法人商事法務研究会	■点	7,500,000	13.201 点	○	■	1

【落札者】

落札者名	総合評価点	落札金額	消費税	合計
公益社団法人商事法務研究会	■	7,500,000	750,000	8,250,000



## 予 定 價 格 調 書

金9,504,729円

内 訳

(単位:円)

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負		一式		8,640,663	入札書比較参考額
消費税及び地方消費税				864,066	
合 計				9,504,729	

令和7年8月1日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 藤 田 正 人



父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適  
切に反映させる方策に関する調査研究業務の請負 一式 積算根拠



